

平成29年第2回

長万部町議会臨時会会議録

平成29年 5月11日 開会
平成29年 5月11日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

平成29年 5月11日（木曜日）第1号

○招集年月日	1 頁
○招集の場所	1 頁
○開 議 日 時	1 頁
○応 招 議 員	1 頁
○不応招議員	1 頁
○出席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	1 頁
○議 事 日 程	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	3 頁
○諸般の報告	3 頁
○会議録署名議員の指名	3 頁
○会期の決定	3 頁
○承認第1号 専決処分の承認について （長万部町税条例等の一部を改正する条例）	3 頁
○承認第2号 専決処分の承認について （長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	5 頁
○承認第3号 専決処分の承認について （平成28年度長万部町一般会計補正予算（第14号））	6 頁
○議案第1号 平成29年度長万部町一般会計補正予算（第1号）	7 頁
○議案第2号 平成29年度長万部町病院事業会計補正予算（第1号）	8 頁
○報告第1号 平成28年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について	9 頁
○閉 会 宣 告	10 頁

平成29年第2回長万部町議会臨時会（第1日目）

◎招集年月日 平成29年 5月11日（木）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 平成29年 5月11日（木） 午前10時00分

◎応招議員（10名）

1番	北川佳嗣	6番	大谷敏弥
2番	長崎厚	7番	村川毅
3番	辻紀樹	8番	角健
4番	高森功治	9番	柏倉恵里子
5番	橋本收司	10番	辻義雄

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	木幡正志	水道ガス課長	佐藤剛
副町	長	佐々木伸也	消防長	佐藤英代
総務課	長	本前武広	病院事務長	田辺知行
税務課	長	中森恵	教育長	近藤英隆
町民課	長	中里博也	教育次長	岡野喜美雄
産業振興課	長	中山裕幸		
産業振興課	参事	中田信樹		

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	岡部忠
議事係	長	増田理恵
議事係		岡田幸

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認について
(長万部町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認について
(長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認について
(平成28年度長万部町一般会計補正予算(第14号))
- 日程第6 議案第1号 平成29年度長万部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第2号 平成29年度長万部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第8 報告第1号 平成28年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について
-

◎開会・開議宣告・議事日程

10時00分 開会

- 議長（辻義雄） ただいまの出席議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回長万部町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
-

◎諸般の報告

- 議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。
岡部事務局長。
- 議会事務局長（岡部忠） 諸般の報告をいたします。
監査委員から3月分の出納検査報告書が、また山越郡衛生処理組合議会議員から、会議結果報告書が提出されましたので、それぞれお手元に配付いたしました。
次に、本臨時会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長並びに委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。
- 議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（辻義雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番北川議員、5番橋本議員を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（辻義雄） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。
-

◎承認第1号 専決処分の承認について
(長万部町税条例等の一部を改正する条例)

- 議長（辻義雄） 日程第3、承認第1号専決処分の承認について。長万部町税条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中森税務課長。

○税務課長（中森恵） ただいま上程されました、承認第1号専決処分の承認について、内容をご説明申し上げます。

専決処分しました事項は、長万部町税条例等の一部を改正する条例であります。地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成28年3月に公布され4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の改正は、主に所得割の課税標準の明確化、わがまち特例の新設、軽自動車税の税率の特例、その他、税制改正に伴う条文の整備や文言、表現の整理等を行うもので、法規定の新設や法律改正に併せて改正するものであります。議案には29頁の新旧対照表と、3頁の一部改正の概要を添付いたしました。改正内容は3頁の一部改正の概要によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。第33条は、所得割の課税標準、特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、申告書を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化したものであります。

第34条の9は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除で、第33条の改正に伴い所要の規定整備を行うものであります。

第48条は、法人の町民税の申告納付。第50条は法人の町民税に係る不足税額の納付の手続き。ともに延滞金の計算の基礎となる期間に係る、規定整備を行うものであります。

第61条は、固定資産税の課税標準で、震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する、固定資産税の課税標準の特例について規定するものであります。

第61条の2は、法第349条の3第28項等の条例で定める割合で、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のわがまち特例の割合を定める規定を整備するものであります。

第63条の2は、施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2、第4項および第5項の規定による補正の方法の申出で、居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申出について規定を定めるものであります。

2頁をご覧ください。第63条の3は、法第352条の2第5項および第6項の規定による固定資産税の按分の申出で、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申出により、従前の共用土地にかかる税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定整備であります。

第74条の2は、被災住宅用地の申告で、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、特例を適用する常設規定を定めるものであります。

制定附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例で、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものであります。

第10条の2は、法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合で、本則第61条の2と同じく、わがまち特例の割合を定める規定であります。

第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定するものであります。

第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例で、軽自動車税のグリーン化特例について、適用

期限を2年間延長するものであります。

第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例で、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定するものであります。

3頁をご覧ください。第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例で、特定配当等に係る所得について申告書を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化したものであります。

第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものであります。

第20条の2は、特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例。第20条の3は、条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で、それぞれ町長が課税方式を決定できることを明確化するものであります。

長万部町税条例等の一部を改正する条例の一部改正は、消費税導入時期変更に伴う軽自動車税について規定整備を行うものであります。

附則第1条は施行期日で、この条例は平成29年4月1日から施行し、附則第5条の規定は公布の日から施行する、という規定であります。第2条から第4条までは町民税、固定資産税、軽自動車税それぞれの経過措置を規定するものであります。

以上が、ただいま上程されました、承認第1号長万部町税条例等の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第2号 専決処分の承認について

（長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（辻義雄） 日程第4、承認第2号専決処分の承認について。長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中森税務課長。

○税務課長（中森恵） ただいま上程されました、承認第2号専決処分の承認について内容をご説明申し上げます。

専決処分しました事項は、長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。この度、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に

基づき、平成29年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の改正は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の、軽減判定所得の引上げ措置を行うものであります。

改正内容は議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文、右欄が現行条文、下線部分が改正する内容であります。

第23条は国民健康保険税の減額で、第23条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改めるものであります。これは被保険者均等割額および世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を5,000円増額の27万円とし、2割軽減の基準については、被保険者に乗ずる金額を1万円増額の49万円とするものであります。附則第1条は施行期日で平成29年4月1日から施行するものであります。

第2条は適用区分で、改正後の規定は平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について平成28年度までの分は従前の例による、というものであります。

以上が、ただいま上程されました、承認第2号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号 専決処分の承認について

（平成28年度長万部町一般会計補正予算（第14号））

○議長（辻義雄） 日程第5、承認第3号専決処分の承認について。平成28年度長万部町一般会計補正予算（第14号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、承認第3号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、平成28年度長万部町一般会計補正予算（第14号）であります。地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

専決処分いたしました補正予算（第14号）は、本年第1回町議会定例会の一般会計補正予算（第13号）の説明の中で、譲与税等の最終決定は年度末ぎりぎりになることから例年どおり専決処分

をせざるを得ない旨ご説明したところであります。この度最終決定がありましたので、専決処分をいたしました。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ1億4,272万8,000円を追加し、補正後の予算総額を49億6,373万2,000円とするものであります。予算内容は、補正予算書に添付しております概要により歳入からご説明いたします。

地方譲与税は133万円の追加で、内訳は地方揮発油譲与税が108万2,000円の追加。自動車重量譲与税が24万8,000円の追加であります。利子割交付金は47万6,000円の減額。配当割交付金は1万2,000円の減額。株式等譲渡所得割交付金は39万2,000円の減額であります。地方消費税交付金は599万4,000円の追加。自動車取得税交付金は122万円の追加。地方交付税の特別交付税は1億3,506万4,000円の追加であります。

次に歳出についてご説明いたします。総務費、一般管理費、積立金1億4,272万8,000円の追加は、今回の補正で生じた財源を、後年度以降の財源調整のため財政調整基金に積立てするものであります。この積立てをした後の、平成28年度末の当基金残高見込額は、16億4,263万8,000円となります。

以上が、ただいま上程されました、平成28年度長万部町一般会計補正予算（第14号）の内容であります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

4頁から6頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第1号 平成29年度長万部町一般会計補正予算（第1号）

○議長（辻義雄） 日程第6、議案第1号平成29年度長万部町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第1号平成29年度長万部町一般会計補正予算（第1号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ3億1,306万2,000円を追加し、補正後の予算総額を45億2,906万2,000円とするものであります。

内容は補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

総務費は222万6,000円の追加であります。ガス・温泉管理費、役務費6,000円の追加は車保険料。備品購入費222万円の追加は、天然ガス温泉管理連絡車で、平成12年に購入した

連絡車が、エンジンの故障により走行不能となったことから更新を行うものであります。

衛生費は3億300万円の追加であります。環境衛生費、委託料500万円の追加は葬斎場改修工事管理業務委託。工事請負費2億9,800万円の追加は葬斎場改修工事で、現在使用している葬斎場は、昭和51年の竣工から約40年が経過し、火葬炉の躯体や耐火物の劣化が著しいことから、火葬炉の新設、待合施設の改修等を行うものであります。

歳入では、19町債、衛生債、葬斎場整備債で、歳出同額の3億300万円を計上いたしました。

消防費、消防施設費、工事請負費は117万6,000円の追加で、携帯電話119番緊急通報受信装置のバッテリーが、経年劣化により消耗し、バックアップ電源の確保ができない状態にあることから改修工事を行うものであります。

教育費は、666万円の追加であります。中学校費、学校管理費、工事請負費626万4,000円の追加は、自動火災報知設備改修工事で、現在の設備は設置から35年が経過し、校舎内の一部の非常発信用ボタンについて、自動火災報知設備本体への信号が出力されず、非常ベルの鳴動、消火栓ポンプの起動ができない状態となっていることから、改修工事を実施するものであります。備品購入費39万6,000円の追加はパソコンの購入費用で、中学校の教職員数が学級編成および事業採択等に伴い2名増員となったことから、公務用パソコン2台を購入するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。ただ今歳出でご説明した分は省略させていただきます。

17繰入金、財政調整繰入金は1,006万2,000円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取崩し後の当基金の残高見込額は、12億9,064万9,000円となります。

次に、予算書の3頁をご覧ください。第2表は、地方債補正の追加であります。起債の目的は葬斎場整備で限度額は3億300万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載したとおりであります。

以上が、ただ今上程されました、平成29年度長万部町一般会計補正予算（第1号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

4頁から5頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に3頁をご覧ください。第2表地方債補正を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号 平成29年度長万部町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（辻義雄） 日程第7、議案第2号平成29年度長万部町病院事業会計補正予算（第1号）

の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田辺病院事務長。

○病院事務長（田辺知行） ただいま上程されました、議案第2号平成29年度長万部町病院事業会計補正予算（第1号）の内容についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出での支出と、資本的収入及び支出での支出の補正であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の病院事業費用に70万8,000円を追加し、補正後の支出予定額を6億5,249万円に改めるものであります。内訳は固定資産除却費70万8,000円の追加で、医療機器の除却によるものです。また予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、支出の資本的支出に1,350万円を追加し、補正後の支出予定額を2,241万4,000円に改めるものであります。内訳は建設改良費1,350万円の追加で、機械器具備品購入によるものです。

次に、補正予算書の1頁目をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出と、第3条の資本的収入及び支出は、概要でご説明いたしましたので省略させていただきます。

第4条は、予算第8条の次に第9条の条項を加えるものであります。医療機器の購入により、重要な資産の取得を定めるもので、種類、名称、数量を定めております。内訳はビデオ内視鏡システム一式であります。

以上が、ただいま上程されました、平成29年度長万部町病院事業会計補正予算（第1号）の内容であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出を一括して行います。

3頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1頁をご覧ください。第4条重要な資産の取得を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎報告第1号 平成28年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について

○議長（辻義雄） 日程第8、報告第1号平成28年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についての件を議題といたします。説明員に報告を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、報告第1号平成28年度長万部町一般会計繰

越明許費に係る歳出予算の繰越についてご説明いたします。

本件は、今年1月の町議会臨時会および3月の町議会定例会におきまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰越して使用することのご承認をいただきました3事業について調整を行ったもので、その内容についてご報告申し上げます。

平成28年度長万部町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。款、総務費の事業名、個人番号カード交付事業から農林水産業費の豊津団地改植事業までの3事業について、平成29年度に繰越しをし現在それぞれ事業を進めております。

合計欄をご覧ください。翌年度繰越額は2,920万9,400円で、この財源内訳は国庫支出金が2,226万4,000円。その他の特定財源が694万5,400円となる見込みであります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

以上をもって本件の報告を終結いたします。

◎閉会宣告

○議長（辻義雄） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成29年第2回長万部町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でした。

10時25分 閉会
